

福井県報

第 404 号
令和 8 年
6 月 9 日 (火)
火曜日発行

目次

告示

- 福井県青少年愛護条例に基づく青少年の健全な育成に有害な興行の指定（325・県民安全課）……………1
- 令和8年度地籍調査事業計画（326・農地整備課）……………1
- 土地改良区の定款変更の認可（327～331・坂井農林総合事務所）……………2
- 小川工区の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（332・土木管理課）……………2
- 遊子工区の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（333・同）……………4

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（県立病院）……………5
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出（商業・市場開拓課）……………8
- 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（中山間農業・畜産課）……………8
- 所在の不明な者に対する保安林の指定施業要件の変更の予定の通知（森づくり課）……………9
- 土地改良区の役員の退任（丹南農林総合事務所）……………9
- 土地改良区の役員の就任（同）……………10
- 福井県土地利用基本計画の変更（土木管理課）……………10

公立大学法人福井県立大学公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施……………10

告示

福井県告示第325号

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和8年6月9日

福井県知事 石田 嵩人

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和8年5月28日

種別	題名	制作会社、配給会社等名
映画	ユースフル・ゴースト (原題) A USEFUL GHOST	つみき (タイ)
映画	ダイスド 戦慄のハロウィン (原題) DIE' CED RELOADED	JIGGYFILMS (アメリカ)

福井県告示第326号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、地籍調査に関する令和8年度における事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年6月9日

福井県知事 石田 嵩人

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
福井市	福井市の区域	令和8年4月 から令和9年 3月まで
大野市	大野市の区域	
鯖江市	鯖江市の区域	
あわら市	あわら市の区域	
坂井市	坂井市の区域	
永平寺町	永平寺町の区域	
高浜町	高浜町の区域	
若狭町	若狭町の区域	

福井県告示第327号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年6月9日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
加戸排水土地改良区	令和8年5月25日

福井県告示第328号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年6月9日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
丸岡町土地改良区	令和8年5月25日

福井県告示第329号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年6月9日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
坂井土地改良区	令和8年5月25日

福井県告示第330号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年6月9日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
三里浜地区土地改良区	令和8年5月25日

福井県告示第331号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年6月9日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
井場土地改良区	令和8年5月25日

福井県告示第332号

道路改良工事（仮称）小川トンネル 小川工区の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和8年6月9日

福井県知事 石田 嵩人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

道路改良工事（仮称）小川トンネル 小川工区

(2) 工事場所

一般県道 常神三方線 福井県三方上中郡若狭町小川

(3) 工事概要

施工延長 501.0m

トンネル工 501.0m

総幅員 9.25m

車道幅員 5.5m

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件をすべて満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。）を有する3の建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について土木一式工事A等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも20パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であって、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であって、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者にあつては次に掲げる要件のすべてを満たしている者であること。

ア 令和7・8年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査において用いた経営事項審査（法第27条の23第1項に規定する審査をいう。以下同じ。）における土木一式工事の総合評定値が850点以上であること。

イ 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

ウ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の構成員のうち1者にあつては、次に掲げる要件を満たしている者であること。

ア この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（令和7・8年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

ア 交付期間

令和8年6月9日（火）から同年6月24日（水）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県敦賀市中央町1丁目7-36

福井県嶺南振興局敦賀土木事務所総務課

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送または持参もしくは電子情報処理組織を使用し提出するものとする。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

なお、電子情報処理組織を使用し提出する場合は正本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあってはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあってはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室

電話番号 0776-20-0470

福井県告示第333号

道路改良工事（仮称）小川トンネル 遊子工区の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和8年6月9日

福井県知事 石田 嵩人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

道路改良工事（仮称）小川トンネル 遊子工区

(2) 工事場所

一般県道 常神三方線 福井県三方上中郡若狭町遊子

(3) 工事概要

施工延長 506.0m

トンネル工 506.0m

総幅員 9.25m

車道幅員 5.5m

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件をすべて満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。）を有する3の建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について土木一式工事A等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも20パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であって、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であって、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者にあつては次に掲げる要件のすべてを満たしている者であること。

ア 令和7・8年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査において用いた経営事項審査（法第27条の23第1項に規定する審査をいう。以下同じ。）における土木一式工事の総合評定値が850点以上であること。

イ 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

ウ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の構成員のうち1者にあつては、次に掲げる要件を満たしている者であること。

ア この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（令和7・8年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

ア 交付期間

令和8年6月9日（火）から同年6月24日（水）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県敦賀市中央町1丁目7-36

福井県嶺南振興局敦賀土木事務所総務課

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送または持参もしくは電子情報処理組織を使用し提出するものとする。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

なお、電子情報処理組織を使用し提出する場合は正本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあつてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室

電話番号 0776-20-0470

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月9日

福井県知事 石田 嵩人

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品および役務（以下「調達物品等」という。）の名称および数量
臨床検査システムの更新および保守業務 一式
 - (2) 調達物品等の内容
入札説明書および臨床検査システムの更新および保守業務調達仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
 - (3) 納入期限
令和9年3月31日（水）
 - (4) 保守期間
引渡日から令和16年3月31日
この場合に福井県において翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額に減額または削除があった場合は、この契約は解除する。
 - (5) 納入場所
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
福井県立病院 マシン室ほか
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時まで資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
 - (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (4) 福井県に納付すべき県税（全税目）に滞納がない者であること。
 - (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
- (7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
- (8) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第40条の2第1項の規定により医療機器の修理業の許可を受けている者であること。
- (9) 機器の故障時に速やかに対応する必要があるため、営業所から病院までの所要時間がおおむね1時間以内であること。

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願により契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先
〒910-8526
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
電話 0776-57-2944
- (2) 入札説明書等の交付期間
令和8年6月9日（火）から令和8年6月26日（金）まで（福井県の休日を含める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の8時30分から16時まで
- (3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては、入札説明書に定めた様式）を次のとおり提出し、この入札に関して契約担当者の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和8年6月9日（火）から令和8年6月26日（金）まで（休日を除く。）の8時30分から16時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期間内に、次の提出先に郵送（民間事業者を含む。）または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。

（提出先）

4(1)と同様とする。

(3) 資格の確認の通知

資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

5(2)アと同様とする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

下記(ア)から(イ)の要領で作成し、持参または郵送すること（郵送の場合は、簡易書留郵便その他配達記録が残るものを利用すること。）。

(ア) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を、当該入札案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連

絡先（電話番号、ファックス番号）を記載し、「入札書（内訳書）在中」と朱書した内封筒に封入すること。

(ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該入札案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、ファックス番号）を記載し「入札書（内訳書）在中」と朱書した外封筒に封入すること。

(エ) 提出場所

4(1)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和8年7月21日（火）8時30分から17時まで

令和8年7月22日（水）8時30分から16時まで（必着）

(3) 開札日時

令和8年7月23日（木）9時30分

(4) 開札場所

福井県立病院 中会議室1

7 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は、調達物品に要する一切の諸費用を含むものとする。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品等の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2944

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県病院事業財務規則（昭和39年福井県規則第13号）第75条において準用する福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否
要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき指名停止等の措置を講じることがある。

(6) 2に記載する「別に知事が行う審査」を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

休日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課

総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は入札説明書等による。

1 1 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be procured

Renewal and maintenance of Laboratory Information System 1set

(2) Date, Time of Bidding

9:30 AM 23rd July 2026

(3) Deadline for delivery

31st March 2027

(4) Period of contract

From day of contract to 31st March 2034

(5) The place for delivery and contact point for the notice

Property management division, Fukui Prefectural Hospital,

2-8-1 Yotsui, Fukui city, Fukui Prefecture, 910-8526, Japan.

TEL 0776-57-2944

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べる事ができる。

令和8年6月9日

福井県知事 石田 嵩人

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ハーツはるえ店

坂井市春江町随応寺25字1

2 変更した事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 40台

(変更後) 20台

3 変更した年月日

令和8年5月26日

4 変更した理由

現状の利用実態に即した駐輪場の収容台数とするため。

5 届出のあった日

令和8年5月25日

6 届出の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 坂井市坂井町下新庄1番地1

坂井市産業政策部商工労政課

7 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

縦覧期間

公告の日から4月間

縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）

8 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、福井県農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項にお

いて読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月9日

福井県知事 石田 嵩人

1 申請に係る農地の所在等

所在および地番	地目	面積 (㎡)
福井市和田中町118字39番	田	5,378
福井市和田中町123字1番	田	2,463
福井市和田中町124字16番	田	5,314

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、福井県農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 申請者の希望する権利の始期等

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和9年4月1日	10年	131,550円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年6月24日

(2) 提出先

福井県農林水産部中山間農業・畜産課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨およびその理由

カ その他参考となるべき事項

6 福井県農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定による土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の公告の日から15年以上あるものである。

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月9日

福井県知事 石田 嵩人

1 所在の不分明な者の氏名

下中武志、仲野芳子、小林進

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和8年4月21日福井県告示第239号による。

3 掲示場所

福井県庁および小浜市役所

福井朝日土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年5月23日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年6月9日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

- 理事 藤坪 憲雄 丹生郡越前町市第7号22番地
- 〃 木下 猛 丹生郡越前町乙坂第14号11番地1
- 〃 川端 修 丹生郡越前町枳川第26号15番地
- 〃 山田 博幸 丹生郡越前町天王第30号1番地1
- 〃 森下 良夫 丹生郡越前町宝泉寺第26号13番地
- 〃 宇野 國雄 福井市在田町第3号17番地
- 〃 植村 重二 福井市甕谷町第15号12番地
- 〃 山本 幹夫 福井市坪谷町第40号34番地
- 〃 三上 和宏 丹生郡越前町内郡第6号33番地
- 〃 齊藤 重人 丹生郡越前町上川去第16号12番地甲
- 〃 齊藤 哲朗 丹生郡越前町上川去第18号1番地4
- 〃 吉田 正夫 丹生郡越前町岩開第17号37番地1
- 〃 齊藤 正美 丹生郡越前町佐々生第61号22番地
- 〃 天谷 信幸 丹生郡越前町佐々生第24号12番地2

- ゝ 酒井 和幸 丹生郡越前町気比庄第2号11番地
- ゝ 上野三千男 丹生郡越前町気比庄第59号24番地
- ゝ 大橋 正衛 丹生郡越前町田中第10号17番地
- ゝ 竹内 秀和 丹生郡越前町田中第11号7番地
- ゝ 佐藤 光宣 丹生郡越前町菜原第21号6番地
- ゝ 加藤 博雄 丹生郡越前町牛越第25号39番地
- ゝ 獅子原 裕 丹生郡越前町小倉第53号17番地
- ゝ 重山 廣由 丹生郡越前町下糸生第63号6番地
- ゝ 渡邊 俊之 丹生郡越前町上糸生第20号37番地
- 監 事 千秋 憲二 丹生郡越前町乙坂第10号15番地
- ゝ 荒井 彦一 福井市甕谷町第8号40番地
- ゝ 松田 利美 丹生郡越前町佐々生第70号17番地
- ゝ 牧田 芳広 丹生郡越前町気比庄第46号15番地
- ゝ 吉田 義広 丹生郡越前町金谷第11号11番地
- ゝ 水島 秀夫 丹生郡越前町大谷寺第26号10番地
- ゝ 原 美行 丹生郡越前町天宝第6号1番地11

福井朝日土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年5月24日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年6月9日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

- 理 事 伊藤 昭一 丹生郡越前町市第5号14番地
- ゝ 清水 清行 福井市グリーンハイツ第2号107番地 県住6-401号
- ゝ 梅下 範男 丹生郡越前町栃川第28号22番地
- ゝ 山田 博幸 丹生郡越前町天王第30号1番地1
- ゝ 城戸 幸一 丹生郡越前町宝泉寺第22号19番地
- ゝ 石川 茂男 福井市在田町第3号4番地
- ゝ 植村 重二 福井市甕谷町第15号12番地
- ゝ 山本 幹夫 福井市坪谷町第40号34番地
- ゝ 三上 和宏 丹生郡越前町内郡第6号33番地
- ゝ 齊藤 重人 丹生郡越前町上川去第16号12番地甲
- ゝ 齊藤 哲朗 丹生郡越前町上川去第18号1番地4
- ゝ 吉田 正夫 丹生郡越前町岩開第17号37番地1
- ゝ 齊藤 正美 丹生郡越前町佐々生第61号22番地
- ゝ 久保 忠昭 丹生郡越前町佐々生第27号21番地1

- ゝ 酒井 和幸 丹生郡越前町気比庄第2号11番地
- ゝ 上野三千男 丹生郡越前町気比庄第59号24番地
- ゝ 大橋 正衛 丹生郡越前町田中第10号17番地
- ゝ 竹内 秀和 丹生郡越前町田中第11号7番地
- ゝ 吉田 智広 丹生郡越前町金谷第8号59番地
- ゝ 加藤 博雄 丹生郡越前町牛越第25号39番地
- ゝ 獅子原 裕 丹生郡越前町小倉第53号17番地
- ゝ 重山 廣由 丹生郡越前町下糸生第63号6番地
- ゝ 渡邊 俊之 丹生郡越前町上糸生第20号37番地
- 監 事 梅下 秀樹 丹生郡越前町栃川第30号80番地2
- ゝ 稲井田 重 福井市在田町第8号19番地1
- ゝ 来田 秋生 丹生郡越前町岩開第17号44番地甲
- ゝ 牧田 芳広 丹生郡越前町気比庄第46号15番地
- ゝ 佐藤 光宣 丹生郡越前町菜原第21号6番地
- ゝ 水島 秀夫 丹生郡越前町大谷寺第26号10番地
- ゝ 佐々木義則 丹生郡越前町朝日第7号64番地

福井県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和8年6月9日

福井県知事 石田 嵩人

変更の要旨

- 1 農業地域の縮小
 - 福井市 24.7ヘクタール
- 2 森林地域の縮小
 - 高浜町 19.6ヘクタール
- 3 計画図の変更

次の図のとおり（「次の図」は省略し、福井県土木部土木管理課において縦覧に供する。）

公立大学法人福井県立大学公告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、公立大学法人福井県立大学物品等または特定役務の調達手続に関する会計細則（平成31年公立大学法人福井県立大学細則第2号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年6月9日

公立大学法人福井県立大学

理事長 窪田 裕行

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

福井県立大学 附属図書館システム一式（賃貸借）

(2) 業務内容

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで（60か月）

(4) 納入場所

入札説明書等による。

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則（平成19年公立大学法人福井県立大学細則第17号）第4条に基づき事務局長が定める競争入札参加の資格を有し、公立大学法人福井県立大学物品等または特定役務の調達手続に関する会計細則（平成31年公立大学法人福井県立大学細則第2号）第5条に基づく審査による認定を受けた者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に係る「入札確認書」を提出し、調達物品に関する設置、保守について、その体制が十分であり、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができることと認められること。

(5) 本公告に示した物品を、第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者、借入物品に係るメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等は、本学ホームページで公開する。

(2) この入札に関する問合せ先

〒910-1195

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

公立大学法人福井県立大学 財務課

電話 0776-61-6000

4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し本学の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書の提出期限

令和8年6月25日（木）16時

(2) 提出方法

持参または郵送すること（郵送の場合は提出期限必着とする。）。

(3) 提出先

3(2)と同様とする。

5 入札書の提出方法、入札および開札の場所ならびに日時

(1) 入札書の提出方法

当日持参または事前郵送すること（郵送の場合は提出期限必着とする。）。

(2) 入札書を事前郵送する場合は次のとおりとする。

ア 提出期間

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年7月17日（金）16時まで（提出期限必着とする。）。

イ 提出先

3(2)と同様とする。

(3) 入札および開札の場所ならびに日時

ア 場所

公立大学法人福井県立大学 永平寺キャンパス本部棟3階小会議室

イ 日時

令和8年7月21日（火）9時

6 入札方法に関する事項

- (1) 入札書に記載する金額は、5年間の見積金額を60で除した額の110分の100に相当する額とすること。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達役務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金および契約保証金

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

(2) 入札の無効

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに本学に報告すること。

- (5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

9 Summary

- (1) Contract Content and Quantity : Library System 1 Set for Fukui Prefectural University
- (2) Bid Date and Time: July 21, 2026, 9:00 AM
- (3) Contract Period: October 1, 2026 to September 31, 2031
- (4) Contract Notification Contact: Finance Division, Fukui Prefectural University, 4-1-1 Kenjojima, Matsuoka, Eihei-cho, Yoshida-gun, Fukui Prefecture 910-1195
Telephone Number: 0776-61-6000